

令和2年第5回広尾町議会臨時会 第1号

令和2年8月5日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 議案第70号 損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 5 議案第71号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第8号）について
- 6 議案第72号 令和2年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について

○出席議員（13名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	8番 山谷 照夫
9番 渡辺 富久馬	10番 小田 雅二
11番 旗手 恵子	12番 浜頭 勝
13番 堀田 成郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	山 崎 勝 彦
兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長	齊 藤 美 津 雄
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄
企 画 課 長	雄 谷 幸 裕
企 画 課 長 補 佐	及 川 隆 之
住 民 課 長	西 脇 秀 司

住 民 課 長 補 佐	佐 藤	直 美
住 民 課 長 補 佐	楠 本	直 美
住 民 課 長 補 佐	山 崎	義 和
兼 住 民 課 長 補 佐	佐 藤	清 美
保 健 福 祉 課 長	宝 泉	大 大
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長	宝 泉	大 大
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	村 上	洋 子
健 康 管 理 セ ン タ ー 長	佐 藤	清 美
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長	浜 頭	清 美
兼 保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長 補 佐	佐 藤	清 美
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 長	道 田	尚 子
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 副 園 長	成 田	ま ゆ み
兼 豊 似 保 育 所 長	成 田	ま ゆ み
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石	輝 義
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石	輝 義
農 林 課 長	平	浩 則
兼 町 営 牧 場 長	平	浩 則
水 産 商 工 観 光 課 長	室 谷	直 宏
建 設 水 道 課 長	前 田	憲 一
建 設 水 道 課 主 幹	北 藤	盛 通
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	前 田	憲 一
港 湾 課 長	森 谷	伸 亨
港 湾 課 長 補 佐	安 岡	伸 弘

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅 原	康 博
管 理 課 長	山 岸	直 宏
管 理 課 長 補 佐	山 畑	裕 貴
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 岸	達 也
社 会 教 育 課 長	小 川	浩 司
兼 図 書 館 長	小 川	浩 司
兼 海 洋 博 物 館 長	小 川	浩 司

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	今 村	弘 美
併 事 務 局 長	平	浩 則

事 務 局 次 長 寺 井 真

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	保 坂 一 也
総 務 係 主 事	西 村 萌

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和2年第5回広尾町議会臨時会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に先立ち、諸般の報告をします。
本臨時会には、町長から議案3件を受理しております。
次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり、委任・嘱託の申出のあった当該関係者の出席を求めています。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、松田健司議員、6番、志村國昭議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。
町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。
村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和2年第5回臨時会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。
行政報告をさせていただきます。
まず、1点目の国民健康保険病院医師の着任についてであります。
旭川医大からの派遣を受け、8月3日に磯崎翔太郎医師が着任いたしました。
磯崎医師は、平成28年3月に旭川医大医学部を卒業され、同大学内科学講座に所属され、現在29歳であります。退職される竹中医師の後任として内科診療を担当していただき、引き続き住民皆

様の健康保持に必要な医療を提供できるものと考えております。

次に、2点目の光回線ファイバ回線網の整備についてであります。

本町の光ファイバー回線の整備につきましては、2008年に市街地、2013年に音調津地区でNTT東日本によるサービスが開始され、整備率は83.13%であります。

以前より未整備である農村地区の町内会や事業所などから回線整備の要望が寄せられており、各学校におけるリモート学習など新型コロナウイルス感染症へ対応するための新たな日常を構築する上でも高速大容量通信が可能な情報基盤の整備は急務であることから、国の第2次補正予算に盛り込まれた高度無線環境整備推進事業を活用し、未整備地区に光ファイバー回線を民設民営方式で整備する方向でNTT東日本と協議を進めております。

総事業費は概算で約6億円となり、国庫補助金や新型コロナ対策の地方創生臨時交付金、過疎債を充て、町の実質負担額は約6,500万円となるところであります。事業費の詳細が決まり次第、補正予算を議会に提案させていただきたいと思っております。

なお、今後につきましては、エリア拡大地域の住民の皆様を対象とした説明会を開催するなど準備を進めているところであります。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第4 議案第70号

1、議長（堀田） 日程第4、議案第70号 損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本案については除斥事件でありますので、ここで副議長と交代のため、暫時休憩します。

午前10時04分 休憩

午前10時05分 再開

（議長、副議長と交代）

1、副議長（浜頭） 再開します。

本案については、地方自治法第117条の規定による除斥事件でありますので、堀田議長の退場を求めます。

（堀田成郎議長 退席）

それでは、提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第70号 損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて提案理由を申し上げます。

本案は、本年3月定例会において行政報告申し上げた、公用車の交通事故に係る案件であります。当事者間の協議が調いましたので、地方自治法第96条の規定に基づきまして、損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決をお願いするものであります。

1の相手方については、記載のとおりであります。

2の事故の概要であります。本年1月23日、国道336号と野塚6線道路の交差点付近において、農林課所属の職員が運転する公用車が右折進入する際、表面融解した凍結路面で制動が利かず、後続車の進路を妨げる状態で国道に停車してしまったため、衝突を避けようとしたところ、車両左後部が相手方大型営業自動車右前部と接触し、相手方車両と町公用車に損害が生じたものであります。

3の和解の内容であります。損害賠償金の支払いの後、本件に関していかなる事情が発生しても、裁判上、裁判外問わず一切の異議の申立て、請求を行わないというものであります。

4の損害賠償金は、162万7,551円であります。

以上で、説明とさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

1、副議長（浜頭） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

萬亀山議員。

1、3番（萬亀山） 1月の交通事故の報告は受けていたのですが、賠償請求金額が160万円ということでちょっと高額なものですから、もしよければ内容を説明いただきたいと思います。

1、副議長（浜頭） 齊藤総務課長。

1、総務課長（齊藤） それでは、ご説明いたします。

町有自動車共済金といたしまして、相手方の修理費132万6,766円になります。それから、相手方の休車補償分、車の補償分ですね、それが59万8,000円になります。それぞれ損害金の割合を掛けまして、合計で162万7,551円となっているものでございます。

以上でございます。

1、副議長（浜頭） 志村議員。

1、6番（志村） 1つだけ確認させてほしいのですが、これ事故が1月23日ということなのですが、今回もう8月なのですが、随分長い期間がかかっているのですが、その理由を確認させてもらえればと思います。

1、副議長（浜頭） 齊藤総務課長。

1、総務課長（齊藤） 1月の事故でございまして、その間、保険会社等々でそれぞれの協議を行っていたのですが、なかなか損害額と補償額とかが折り合いがつきませんで、今回の時期までずれ込んだということでございます。

よろしく願いいたします。

1、副議長（浜頭） 小田議員。

1、10番（小田） 今、前の人の質問に対する答えで、損害の割合ということと言われましたけれども、これは絶対ということではなくて、何かとにかく割合を正確に教えてほしいのと、もう一つは、役場が入っているこの保険について、ちょっと私の勉強不足でよく分からない部分があるかと思うのですが、これについては、免責の金額あるいはこの保険に関わって、一般の保険だと翌年から保険料が上がったりとか、そういうことがありますけれども、その辺の部分について説明いただきたいと思います。

以上です。

1、副議長（浜頭） 齊藤総務課長。

1、総務課長（齊藤） 相手方と当方の損害の割合なのですけれども、当方の損害というのですか、責任が85%、相手方が15%になります。それで、当方の車両についても損害がありまして、約35万円程度なのですけれども、その損害の15%を相手から補償金という形で頂いております。そして、差額の金額が共済からの保険金ということで充当されています。

以上です。

（不規則発言あり）

1、副議長（浜頭） 齊藤総務課長。

1、総務課長（齊藤） 保険金については上がらないものでございます。

以上でございます。

（不規則発言あり）

保険の掛金ですか。上がらないです。

1、副議長（浜頭） いいですか。

では、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第70号 損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、議長と交代のため、暫時休憩します。

午前10時13分 休憩

午前10時14分 再開

(副議長、議長と交代)

1、議長(堀田) 再開します。

◎日程第5 議案第71号～日程第6 議案第72号

1、議長(堀田) 日程第5、議案第71号 令和2年度広尾町一般会計補正予算(第8号)についてと日程第6、議案第72号 令和2年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第71号 令和2年度広尾町一般会計補正予算(第8号)及び議案第72号 令和2年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)について、一括して提案説明申し上げます。

今回の補正の主な内容ではありますが、新型コロナウイルス感染症対策の事業の追加であります。

最初に、議案第71号についてであります。

本案は、令和2年度広尾町一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,327万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を79億5,757万円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、総務課長より補足説明をいたさせます。

続きまして、議案第72号についてであります。

本案は、令和2年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,415 万 3,000 円を追加し、歳入歳出の総額を 2億 9,625 万 7,000 円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページでありますが、補正の歳入であります。

2款1項繰入金は、一般会計からの繰入金であります。

次のページの補正の歳出であります。

1款1項施設介護サービス事業費 2,415 万 3,000 円の追加は、入所者のベッドにセンサーを設置し、入所者の状態と居室の環境が把握できるシステム及びコールシステムの構築費用であります。

以上で、議案第71号及び議案第72号の補正予算について提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

齊藤総務課長。

1、総務課長（齊藤） それでは、一般会計補正予算（第8号）について補足説明をいたします。

事項別明細書と議案資料をご用意したいと思います。

補正の歳出から説明いたします。

事項別明細書は4ページになります。よろしくお願いします。

2款1項1目一般管理費は、財源内訳の補正であります。同款4項1目選挙管理委員会費は、投票所に設置するパーティション、記載台及び投票箱の購入費であります。

3款1項3目養護老人ホーム施設費につきましては、施設内のWi-Fi環境の整備を行いました、入所者の呼出しに対しまして近くにいる職員が対応できるようにする、また、入所者の状況を席に戻らずにタブレットで記録できるようにするシステムの構築委託料であります。このWi-Fi環境の整備によりまして、入所者の家族がオンラインで面会できるようになるものでございます。6目老人福祉費は、財源内訳の補正及び特別会計への繰出金の追加であります。

5ページになります。

3款2項2目保育所費は、カメラを通じて体温が確認できるサーマルカメラをひろお保育園に設置するものであります。

5目子育て支援費から4款1項1目保健衛生総務費までは、財源内訳の補正であります。3目予防費は、健康管理センターにサーマルカメラの設置、6ページになりますが、6目国民健康保険病院費は、国保病院にサーマルカメラを設置するものでございます。

5款1項3目農業振興費は、財源内訳の補正であります。4目畜産業費は、畜産業を営む農協組合員が畜舎等の消毒作業等を行った場合に費用の55%を農協が補助し、残り45%を町が補助する事業であります。7目農村環境改善センター費は、同センターにサーマルカメラを設置するものでございます。同款2項1目林業総務費は、猟友会が有害鳥獣捕獲用のわなに設置する発信機を設置し

まして、町がその費用を補助するものでございます。

7 ページです。

2 目林業振興費、14 節工事請負費は、新型コロナウイルス感染症の影響で出荷が落ち込んでいる林業の支援といたしまして、造林保育事業を行うものであります。21 節補償・補填及び賠償金は、議案第 70 号に係ります損害賠償金であります。同款 3 項水産業費から 6 款 1 項 1 目商工振興費までは、財源内訳の補正であります。3 目サンタランド費は、大丸山森林公園にシンボルツリーを植樹し、シンボルツリー及び大丸山の中腹にありますサンタランド英語表記の文字のそばにあるイルミネーションを設置する委託料であります。

次、8 ページになります。

7 目中小企業緊急支援事業費から 7 款 4 項 2 目都市計画施設費は、財源内訳の補正であります。

8 款 1 項消防費は、消防団員用の感染防止服、マスク等の購入費及びハンディ型のサーマルカメラを購入するものであります。

9 款 2 項小学校費から 9 ページになりますが、3 項中学校費は、各学校にサーマルカメラを設置するものであります。

4 項 1 目社会教育総務費は、ハンディ型のサーマルカメラの購入費であります。3 目図書館・児童福祉会館費は、サーマルカメラの設置のほか、館内の W i - F i 環境の整備費及び図書館システムの整備費であります。図書館システムの整備により、利用者がインターネットで図書の有無や貸出状況を確認できるようになるものであります。また、図書がどの棚にあるかも確認できるようになるものでございます。同款 5 項保健体育費は、青少年研修センター及び勤労者体育センターにサーマルカメラを設置するものでございます。

10 ページでございます。

12 款予備費は、全体予算を調整するものでございます。

ここで、議案書 3 ページにお戻りいただきたいと思います。事項別明細書も 3 ページになります。歳入でございます。

14 款 2 項国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加であります。議案資料もお開きいただきたいと思います。1 ページになります。

本交付金の充当事業の一覧であります。7 月の臨時議会までに歳出予算を措置した事業を 1 ページに、本臨時会に提案している事業を 2 ページに記載しております。

右から 4 列目の国の補正予算第 1 号交付金、それは 2 ページの下段になりますが、7,451 万 8,000 円でありまして、6 月定例議会で補正しております。

右から 3 列目の国の補正予算第 2 号交付金の欄、2 ページの下から 3 行目になります 1 億 9,263 万円が今回の追加補正額であります。

その下段の 2 億 4,871 万 1,000 円が国からの通知額でありまして、一番下段の差額 5,608 万 1,000 円につきましては、行政報告いたしました光ファイバー事業に充当するものでありまして、今後の議会において補正予算の提案をさせていただきます。

事項別明細に戻りまして、18 款 1 項繰入金は、コロナウイルス対策事業の財源として繰り入れて

いた財政調整基金繰入金を交付金の充当により減額するものであります。

20 款 5 項雑入は、交通事故に係る共済金及び相手からの弁償金の追加であります。

以上で、議案第 71 号についての説明といたします。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計と介護サービス事業特別会計の 2 件を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計と介護サービス事業特別会計の 2 件を一括して審議を行います。

申し上げます。本案 2 件については、会議規則第 55 条の質疑の回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。議案第 71 号と議案第 72 号の 2 件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第 71 号 令和 2 年度広尾町一般会計補正予算（第 8 号）についてと議案第 72 号 令和 2 年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）についての 2 件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 71 号と議案第 72 号の 2 件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案 2 件は、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案 2 件は討論を省略します。

これより議案第 71 号 令和 2 年度広尾町一般会計補正予算（第 8 号）についてと議案第 72 号 令和 2 年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）についての 2 件を一括採決します。

お諮りします。本案 2 件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案 2 件は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

- 1、議長（堀田） これにて令和2年第5回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時26分